

事務連絡
平成18年4月25日

医療機関・薬局の皆様へ

東京都福祉保健局精神保健福祉課

自立支援医療（精神通院）に係る診療（調剤）報酬明細書の記載について（依頼）

本都の精神医療につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
障害者自立支援法の施行に伴い、本年4月1日から自立支援医療の制度がスタートしておりますが、
自立支援医療費（精神通院、法別番号21）に係る診療報酬明細書の記入方法については、このたび、
厚生労働省から「診療報酬請求書等の記載要領について」（保医発第0830006号、厚
生労働省医療課長通知）により示されたところです。

つきましては、主な注意事項を下記及び別紙記載例とのおりまとめましたので、お知らせいたします。
併せて、精神通院に係る東京都医療費助成制度（法別番号93）と併用の場合の記載例・注意事項に
ついてもお知らせしますので、よろしくお願ひいたします。

なお、この対応については、(社)東京都医師会、(社)東京都薬剤師会、(社)東京精神病院協会、東京精神神
経科診療所協会、東京都国民健康保険団体連合会及び東京都社会保険診療報酬支払基金と協議済みです。

記

1 「療養の給付」欄の記載方法

従前は省略が認められていた公費欄の一部負担金額について、必ず記載することとされました。
当該欄には、月額自己負担上限額以下の場合は精神通院に係る医療費の1割額を記載していただけ
ますが、自己負担上限額管理欄が上限額を超えた受給者については、当該医療機関・薬局に係る自己
負担額（収取額）を記載していただく必要があります。

2 東京都医療費助成制度に係る取扱い

上記1の取扱いについては、精神通院に係る東京都医療費助成制度（公費負担者番号93133007）の
認定を受けている受給者についても、同様となります。
低所得1・（月額自己負担上限額2,500円）・低所得2（同5,000円）の受給者については、本人か
ら自己負担額の収取はありませんが、国の公費負担分（21）と東京都医療費助成成分（93）を分け
る必要があるため、93の受給者についても、上限額以下の場合は1割相当額を、上限額を超えた場
合は当該医療機関・薬局に係る自己負担相当額（上限額管理欄に記載した自己負担相当額）を記載し
ていただきますようお願いいたします。

なお、この取扱いは、都外医療機関・薬局についても、同様となります（ただし、都外の場合は、
別途、東京都との契約及び東京都への請求手続きが必要となります。また、公費負担者番号93132009
は、区市町村固保の取扱いとなります。）。

3 参考

厚生労働省の情報提供資料「自立支援医療制度施行における注意事項について」も御参考に添付い
たします（別紙は省略）。

また、「診療報酬請求書等の記載要領について」（保医発第0830006号）は、厚
生労働省ホームページ（厚生労働省ホーム→新着情報→2005年4月12日（水）掲載「平成18
年度診療報酬改定に係る通知等について」）に掲示されておりますので、お知らせいたします（39頁
最下段～41頁中段「療養の給付」についてに詳細が示されています。）。

なお、今回の改正内容を反映した「都医療費助成請求事例（平成14年10月版）」につきま
しては、直ちに改訂する予定です。

お問い合わせ先
東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健福祉課
生活支援係 電話：03-5320-4464

別紙

吉立支給認定（精神通院）に係るレセプトの記載例

【21(公費①)のみ、精神通院に係る請求が2,000点、自己負担上限額以下の場合】

保 険 料 の 給 付	請求 点数	決 定 点	一部負担金額 円
保 険 料 の 給 付	2,000		
①			2,000
②			

※ 自立支援医療に係る公費負担額の一一部負担金額については各々記載する。
 10円未満四捨五入前の金額を記載する(若入医療等の場合に一部割外あり)。
 実際の自己負担額は、10円未満四捨五入とする。

【21(公費①)・83(公費②)あり、精神通院に係る請求が2,000点、自己負担上限額以下の場合】

保 険 料 の 給 付	請求 点数	決 定 点	一部負担金額 円
保 険 料 の 給 付	2,000		
①			2,000
②			

※ 東京被取扱認成(93)対象者については、本人から自己負担額の算出はありませんが、他の公費負担割合分(21)と分ける必要があるため月額自己負担上限額管理の記入をお願いしているところですが、上記以下の場合は、精神通院に係る医療費の1割をレセプトの公費負担額(公費①)の一部負担金額欄に記載してください(21のみの場合も93ありの場合も同様の記載方法となります。)。

【21(公費①)・93(公費②)あり、精神通院に係る請求が2,000点、自己負担上限額(2,000円)を超えた場合】

保 険 料 の 給 付	請求 点数	決 定 点	一部負担金額 円
保 険 料 の 給 付	2,000		
①			1,120
②			

平成16年 6月度自己負担上限額超過		
支拂額	享 用 大 量	支拂額合計
2,000		12,345円
月額の1割を自己負担額と記載しました。		
日 付	支 拂 额	備 考
5月1日	△△△△△	(回)
5月2日	△△△△△	(回)
5月3日	△△△△△	(回)
5月4日	△△△△△	(回)
5月5日	△△△△△	(回)
5月6日	△△△△△	(回)
5月7日	△△△△△	(回)
5月8日	△△△△△	(回)
5月9日	△△△△△	(回)
5月10日	△△△△△	(回)
5月11日	△△△△△	(回)
5月12日	△△△△△	(回)
5月13日	△△△△△	(回)
5月14日	△△△△△	(回)
5月15日	△△△△△	(回)
5月16日	△△△△△	(回)
5月17日	△△△△△	(回)
5月18日	△△△△△	(回)
5月19日	△△△△△	(回)
5月20日	△△△△△	(回)
5月21日	△△△△△	(回)
5月22日	△△△△△	(回)
5月23日	△△△△△	(回)
5月24日	△△△△△	(回)
5月25日	△△△△△	(回)
5月26日	△△△△△	(回)
5月27日	△△△△△	(回)
5月28日	△△△△△	(回)
5月29日	△△△△△	(回)
5月30日	△△△△△	(回)
5月31日	△△△△△	(回)
計	2,000	

※ 月額自己負担上限額超過が上記欄を超えた場合は、当該医療費額・翌月度上回額に記載した各月の合計をレセプトの公費負担額(公費①)の一部負担金額欄に記載してください(21のみの場合も93ありの場合も同様の記載方法)。

【21(公費①)のみ、精神通院3,000点のうち精神通院に係る請求が2,000点、自己負担上限額以下の場合】

保 険 料 の 給 付	請求 点数	決 定 点	一部負担金額 円
保 険 料 の 給 付	3,000		
①	2,000		2,000
②			

※ 公費①の請求点数に精神通院に係る分点数を記載する。
 公費①の一部負担金額に精神通院に係る自己負担相当額(2,000円)を記載する。
 上記状況は、精神通院に係る自己負担相当額を2,000円についてのみ行う。
 他の自己負担額は、精神通院料金外3,000点分の自己負担相当額と合算した額
 \rightarrow 3割負担の場合は、2,000円 + 3,000円 = 5,000円が実際の自己負担額
 ②(公費②)ありの場合も同様。

【生活保護受給者、精神通院に係る請求が2,000点の場合】

保 険 料 の 給 付	請求 点数	決 定 点	一部負担金額 円
保 険 料 の 給 付	2,000		0
②			

※ 自己負担額は解消で、全額自己支拂医療費が支拂われる。医療扶助(12)は使用しない。

【生活保護受給者、精神通院3,000点のうち精神通院に係る請求が2,000点の場合】

保 険 料 の 給 付	請求 点数	決 定 点	一部負担金額 円
保 険 料 の 給 付	2,000		0
②	1,000		0

※ 精神通院の対象となる医療についてのみ、21(公費①)を適用。
 精神通院の対象外の医療については、医療扶助(12、公費②)を適用。